



定期第686号 令和6年3月29日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 0	徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則	グリーン社会推進課
2 1	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則	同
2 2	職員の給与に関する条例別表第4の備考第4項第2号の機関を定める規則の一部を改正する規則	人事課
2 3	徳島県契約事務規則の一部を改正する規則	管財課
2 4	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課
2 5	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	こども未来局 こども家庭支援課
2 6	徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則	医療政策課
2 7	徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	長寿いきがい課
2 8	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
2 9	徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則	畜産振興課

【規則】

番号	表題	担当課名
30	徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則	スマート林業課
31	遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	漁業管理調整課
32	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則	農林水産総合技術支援センター
33	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則	建設管理課
34	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室
35	徳島県規則の読点の表記に関する規則	監察局法制文書課
36	徳島県会計規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番号	表題	担当課名
1	徳島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職員厚生課
2	徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	税務課
3	徳島県訓令の読点の表記に関する規程	監察局法制文書課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第二十号）

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。
 - 1 徳島県立自然公園条例施行規則
 - 2 徳島県自然環境保全条例施行規則
 - 3 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の一部については、令和六年四月一日から施行することとした。

● 職員の給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）

- 一 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県契約事務規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

- 一 契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成できることとした。
- 二 契約の保証に係る保険証券等の寄託に代えて電磁的方法による措置を講ずることができることとした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。

- 四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 五 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約（同日前に入札の公告等を行ったものを除く。）について適用することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 地方税法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二から四までについては、公布の日から施行することとした。

● 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十五号）

- 一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 第一看護学科の学科試験の一部を免除する対象に、徳島県立総合看護学校長が定める要件を満たす者を加えることとした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十七号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び介護保険法の一部改正による介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十八号）

一 身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 身体障害者手帳の交付の申請書に添付する医師の診断書等のうち、ぼうこう又は直腸の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見に係るものの様式を改めることとした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十九号）

一 みつばち転飼許可申請書及びみつばち転飼許可証の様式について所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則**（規則第三十号）

一 統計法の規定に基づく統計基準が定められたこと等に伴う所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第三十一号）

一 遊漁船業の適正化に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第三十二号）

一 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人に関する要件を緩和することとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第三十三号）

一 請負代金法定福利費内訳書の提出期限を契約締結の日から十四日以内とすることとした。

二 契約の保証に係る保険証券等の寄託に代えて電磁的方法による措置を講ずることができることとした。

三 契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成できることとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

六 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に入札の公告等を行ったものを除く。）について適用することとした。

● **建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十四号）**

一 建築副主事を設置できることとなったことに伴う所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県規則の読点の表記に関する規則（規則第三十五号）**

一 徳島県規則において読点として表記する「、」は、「、」とみなすこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）**

一 指定公金事務取扱者制度の創設に伴う所要の改正を行うこととした。

二 口座振替の方法による歳入の納付の申込み等の手続について、電磁的方法により行うことができることとした。

三 指定金融機関及び指定代理金融機関による公金に係る事務の取扱いについて、災害時等の特例を定めることとした。

四 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

五 その他所要の整理を行うこととした。

六 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

七 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県規則第二十号

徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(徳島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 徳島県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年徳島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(徳島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 徳島県自然環境保全条例施行規則(昭和五十二年徳島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハの(ト)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十七条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十六条の十第三号及び第二十六条の十三第一号二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項若しくは第二項」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に改め、同号二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十五条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「若しくは第二項」を「若しくは第三項」に改め、同号チ及びブル中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十二条第一号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「又は第二項」を「若しくは第三項」に改める。

第三十三条第一項第二号ハの(1)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十一号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同号イ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百四十六条第一項」を「第四百五十条第一項」に改める。

第七条第一号を次のように改める。

- 一 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場の前年度における原油換算エネルギー使用量（省エネルギー法施行令第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の合計量が千五百キログラム以上である者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十二号

職員の給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

職員給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則（平成三十年徳島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「別表第四」を「別表第五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十三号

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「において、」を「（第六条第六項を除く。）において」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この規則において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

3 この規則において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
第三条の次に次の一条を加える。

（契約書の作成に代わる電磁的記録の作成）

第三条の二 前条の規定により作成することとされている契約書については、同条の規定により契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

2 前項の規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合における第四条の規定の適用については、同条中「記名押印しなければならない」とあるのは、「電子署名を行わなければならない」とする。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 契約担当者は、前項の規定による書面の提出（第二項第三号の保証事業会社の保証を証する書面の提出に限る。以下この項において同じ。）に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証事業会社が定め、契約担当者が適当と認める措置を講じさせることができる。この場合において、契約担当者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。
第六条に次の一項を加える。

9 契約担当者は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保険会社が定め、契約担当者が適当と認める措置を講じさせることができる。この場合において、契約担当者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

第九条第三項中「さきに」を「先に」に改め、同条に次の一項を加える。
4 第三条の二第一項の規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合においては、前三項の規定は、適用しない。

第十条第一項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同条第二項第一号中「第二十条第一項」を「第十三条第一項第十号」に、「得ない者」を「得ないもの」に改める。

第二十三条第三項中「第百六十七条の八第三項」を「第百六十七条の八第四項」に改め

る。

第二十三条の二第二項中「(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「朱書き」を「朱書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約(同日前に改正前の徳島県契約事務規則第十六条の規定による公告、同規則第二十九条第二項の規定による通知又は同規則第三十二条の規定による契約書案その他見積りに必要な事項の提示を行ったものを除く。)について適用する。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

3 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

徳島県規則第二十四号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第六条の八第二項」を「第六条の七第二項」に改める。

第二十五条の七第三項及び第二十五条の九第三号中「乗務記録」を「業務記録」に改める。

附則第四項中「六百五十万円（」の下に「乗車定員三十人以上の同項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので府令附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円、」を加え、「同項」を「法附則第十二条の二の十三第二項」に、「二百万円」を「二百万円」に改める。
様式第一号の十二を次のように改める。

様式第1号の12（県民税の賦課状況報告書）その1（第1条の10関係）

年 月 日

徳島県 東部県税局長 殿
徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の賦課状況報告書（当初）

徳島県税条例第20条の10第1項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均等割のみ ①	所得割のみ ②	退職所得の 所得割のみ	均等割及び 所得割 ③	合計 ①+②+③ ④	森林環境税
納 税 義 務 者 数						

2 住民税総額

区 分	県 民 税		市 町 村 民 税		合 計	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割 a						
うち超過課税分						
所 得 割 b						
小 計						
退 職 所 得 の 所 得 割 c						
計						
本年度課税における翌年度収入額	/		/		/	
前年度課税における本年度収入額						
課 税 額 計						
退職所得を除く課税額（特定按分率用）	ア				イ	
課 税 額 合 計						

3 森林環境税総額

区 分	森 林 環 境 税	
	普通徴収	特別徴収
税 額		
本年度課税における翌年度収入額	/	
前年度課税における本年度収入額		
課 税 額 計		
課税額合計	ウ	

4 加算金

区 分	県 民 税 金 額	市 町 村 民 税 金 額	合 計	
			件数	金 額
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				

5 特定按分率

県民税（令和6年度以降課税分） ア / (イ+ウ)		森 林 環 境 税 ウ / (イ+ウ)	
------------------------------	--	------------------------	--

県民税（令和5年度以前課税分） ア / イ	
--------------------------	--

(注) 小数点以下の位を (イ+ウ) の額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

(注) 小数点以下の位を イの額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

6 減免額（県民税）

減 免 額	人 数	均等割額	所得割額
全 額			
一 部			

7 免除額（森林環境税）

免 除 額	人 数	税 額
全 部		
一 部		

様式第1号の12（県民税の賦課状況報告書）その2（第1条の10関係）

年 月 日

徳島県 東部県税局長 殿
徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の賦課状況報告書（確定）

徳島県税条例第20条の10第2項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均等割のみ ①	所得割のみ ②	退職所得の 所得割のみ	均等割及び 所得割 ③	合計 ①+②+③ ④	森林環境税
納 税 義 務 者 数						

2 住民税総額

区 分	県 民 税		市 町 村 民 税		合 計	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割 a						
うち超過課税分						
所 得 割 b						
小 計						
退 職 所 得 の 所 得 割 c						
計						
本年度課税における翌年度収入額	/		/		/	
前年度課税における本年度収入額						
課 税 額 計						
課 税 額 合 計	ア				イ	

3 森林環境税総額

区 分	森 林 環 境 税	
	普通徴収	特別徴収
税 額		
本年度課税における翌年度収入額	/	
前年度課税における本年度収入額		
課 税 額 計		
課 税 額 合 計	ウ	

4 加算金

区 分	県 民 税 金 額	市 町 村 民 税 金 額	合 計	
			件数	金 額
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				

区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	合 計
均 等 割 額 計 a			
所 得 割 額 計 b + c			
合 計			

5 確定按分率

県民税（令和6年度以降課税分） ア / (イ+ウ)		森 林 環 境 税 ウ / (イ+ウ)	
------------------------------	--	------------------------	--

県民税（令和5年度以前課税分） ア / イ	
--------------------------	--

(注) 小数点以下の位を(イ+ウ)の額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

(注) 小数点以下の位をイの額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

6 減免額（県民税）

減 免 額	人 数	均等割額	所得割額
全 額			
一 部			

7 免除額（森林環境税）

免 除 額	人 数	税 額
全 部		
一 部		

様式第一号の十四及び様式第一号の十五を次のように改める。

様式第1号の14（県民税の滞納状況報告書）（第1条の12関係）

年 月 日

徳島県東部県税局長 殿
 徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の滞納状況報告書

徳島県税条例第20条の10第3項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

確定按分率		県民税（令和6年度以降課税分）				県民税（令和5年度以前課税分）				森林環境税				市町村民税 滞納相当額	森林環境税 滞納相当額			
区分	本税 滞納額	合計 件数	徴収猶予 中の税額		換価の猶 予中の税 額		滞納処分 の停止中 の税額		財産差押 中の税額		徴収嘱託 中の税額		交付要求 及び参加 差押中の 税額			その他の 税額		
			税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数		
現 年 課 税 分	本 税																	
	加 算 金	過少申告加算金																
		不申告加算金																
		重加算金																
	計																	
滞 納 繰 越 分	本 税																	
	加 算 金	過少申告加算金																
		不申告加算金																
		重加算金																
	計																	

滞納繰越分 年度別内訳

年度	本 税																		
	加 算 金	過少申告加算金																	
		不申告加算金																	
		重加算金																	
	計																		
年度	本 税																		
	加 算 金	過少申告加算金																	
		不申告加算金																	
		重加算金																	
	計																		

備考 件数は、納税通知書又は特別徴収税額の通知書1通を1件として計算すること。

徳島県東部県税局長 殿
徳島県 総合県民局長

年 月 分 個人の県民税の徴収状況報告書

徳島県条例施行規則第1条の13の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

按分率種別											
区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、県民税に係る払込過不足清算額	左記③のうち、森林環境税に係る払込過不足清算額及び控除等の額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月に県に払い込む森林環境税に係る徴収金額	本月に県に払い込む県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	本月までに払い込んだ県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤)	⑧ (②×森林環境税按分率+⑥)	⑨ (⑦+⑧)	⑩ (③+⑨)
現年課税分	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
滞納繰越分 (令和6年度以降)	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
滞納繰越分 (令和5年度以前)	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
合計											
按分率		県民税 (令和6年度以降課税分)				県民税 (令和5年度以前課税分)			森林環境税		

滞納繰越分 年度別内訳 (令和6年度以降課税分)

区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、県民税に係る払込過不足清算額	左記③のうち、森林環境税に係る払込過不足清算額及び控除等の額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月に県に払い込む森林環境税に係る徴収金額	本月に県に払い込む県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	本月までに払い込んだ県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤)	⑧ (②×森林環境税按分率+⑥)	⑨ (⑦+⑧)	⑩ (③+⑨)
年度	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											

年度	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											

滞納繰越分 年度別内訳 (令和5年度以前課税分)

区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額の合計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、払込過不足清算額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月までに払い込んだ県民税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑦ (④+⑤)	⑩ (③+⑦)
年度	本税							
	延滞金							
	加算金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
		重加算金						
計								

年度	本税							
	延滞金							
	加算金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
		重加算金						
計								

備考 1 ②の欄には、現年度分に限り、その月分の徴収済額からその月に還付した還付額を差し引いた額を記載すること。
 2 按分率は、少数点以下の位を県民税の課税総額、市町村民税の課税総額及び森林環境税の課税総額の合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。ただし、令和5年度までに課税したものについては、少数点以下の位を県民税の課税総額と市町村民税の課税総額との合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。
 3 ⑤及び⑥の欄には、地方税法施行令第57条の4の2第3項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第3項の規定により過不足額を清算する月並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第14条第1項又は第3項の規定により過誤納金相当額等を控除又は加算する月に限り、記載すること。

様式第一号の十七を次のように改める。

様式第 1 号の 1 7 (県民税の徴収取扱費計算書) (第 1 条の 1 5 関係)

年 月 日		
徳島県 東 部 県 税 局 長 殿 徳島県 総 合 県 民 局 長 市 町 長 村		
県民税の徴収取扱費計算書 (年度 月 報告)		
徳島県税条例第 2 0 条の 1 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。		
区 分	算 定 基 礎	徴 収 取 扱 費
① 地方税法第 4 7 条第 1 項第 1 号の納税義務者	当初納税義務者数 $\times 3,000\text{円} \times 1/4$	円
	納税義務者数の増減 $\times 3,000\text{円}$	円
② 歳出予算から還付又は 充当した過誤納金等	(令和 6 年度以降課税分に係るもの) 過誤納金等の額 按分率 \times	円
	(令和 5 年度以前課税分に係るもの) 過誤納金等の額 按分率 \times	円
③ 還付又は充当した過誤 納金等に係る還付加算金	(令和 6 年度以降課税分に係るもの) 還付加算金の額 按分率 \times	円
	(令和 5 年度以前課税分に係るもの) 還付加算金の額 按分率 \times	円
④ 納期前納付に対する報 奨金	報奨金の額 按分率 \times	円
⑤ 県民税所得割額から控 除することができず還付 した配当割額又は株式等 譲渡所得割額	/	円
合 計		円

備考 1 納税義務者数の増減は、当該増減に伴う清算を行う月に限り記載することとし、算定の対象となる年度の確定納税義務者数から同年度の当初納税義務者数を差し引いた数を記載すること。

2 ②から⑤までは、報告する月の前 3 月間の事実に基づき記載すること。

3 過誤納金等の額又は還付加算金の額は、個人の市町村民税、個人の県民税及び森林環境税に係る過誤納金等の額又は還付加算金の額を、報奨金の額は、個人の市町村民税及び個人の県民税に係る報奨金の額を記載すること。

4 按分率 = $\frac{\text{県民税の課税総額}}{\text{県民税の課税総額} + \text{市町村民税の課税総額} + \text{森林環境税の課税総額}}$

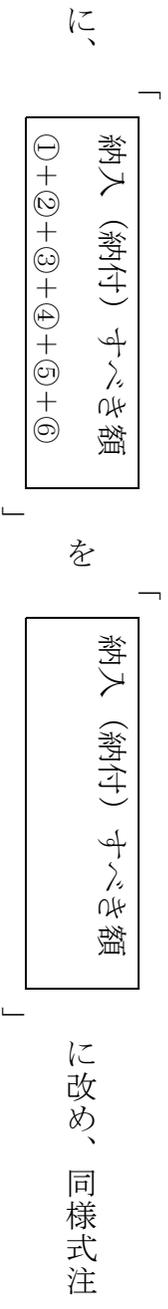
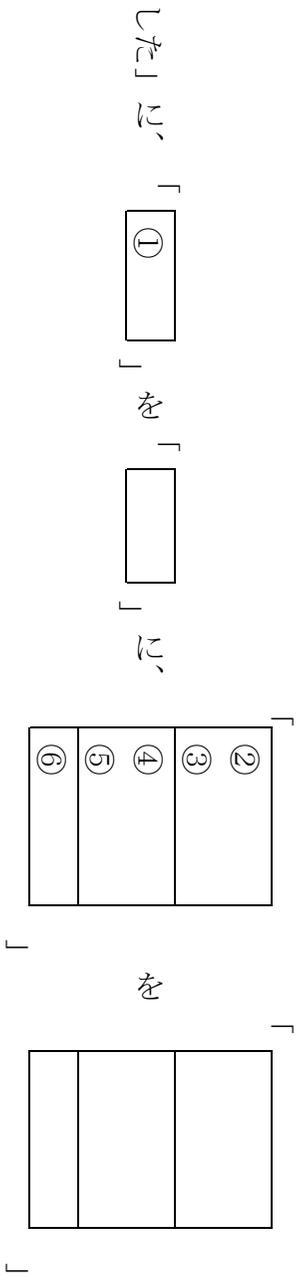
按分率は、小数点以下の位を県民税の課税総額、市町村民税の課税総額及び森林環境税の課税総額の合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。ただし、②及び③のうち令和 5 年度以前課税分に係るもの並びに④については、次の按分率を用いること。

按分率 = $\frac{\text{県民税の課税総額}}{\text{県民税の課税総額} + \text{市町村民税の課税総額}}$

按分率は、小数点以下の位を県民税の課税総額と市町村民税の課税総額との合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

5 ⑤について、令和 5 年度以前課税分に係るものは、県民税所得割額から控除することができず、充当した配当割額又は株式等譲渡所得割額も含めること。

様式第十九号の二の五の十二中「決定」を「決定」並びに「指定した」を「指定



意事項1中「あるときは、」を「あるときは、」並びに「当該金額」を「当該金額」に、「ただし、」を「ただし、」並びに「これと」を「これと」並びに「とは、」を「とは、」を「とは、」に改め、同注意事項2中「、」を「、」に改める。

様式第十九号の四の二中「、」を「、」並びに「業務記録」を「業務記録」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の七第二項、第二十五条の七第三項及び第二十五条の九第三号、附則第四項、様式第十九号の二の五の十二並びに様式第十九号の四の二の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第四項の規定は、令和三年四月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

3 改正後の様式第一号の十二その二、様式第一号の十四及び様式第一号の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の県民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

4 改正後の様式第十九号の四の二に相当する改正前の様式第十九号の四の二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。
様式第二十六号の二の表^(裏)中「児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、同様式の裏中「その児童」を「その児童」に、「著しく」を「著しく」に、「その他」を「その他」に、「第27条第1項第3号」を「第27条第1項第3号」に、「都道府県は、」を「都道府県は、」に、「家庭裁判所」を「⑤」を「⑧」に、「前条」を「前条」に、「必要が」を「必要が」に、「児童委員」を「児童委員」に、「児童の」を「児童の」に、「必要な」を「必要な」に、「その身分」を「その身分」に、「関係者」を「関係者」に、「これ」を「これ」に改める。

様式第二十六号の三中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。「次」を「次」に、「続き柄」を「続柄」に、「児童自立生活援助」を「児童自立生活援助」に、「その」を「その」に、「住宅」を「住宅」に、「本人、」を「本人、」に、「性別」を「性別」に、「該当する」を「該当する」に、「健康状況」を「健康状況」に改める。

様式第二十六号の七及び様式第二十六号の十中「主たる」を「主たる」に、「児童福祉法」を「児童福祉法」に、「定款」を「定款」に、「6 事業の用に供する」を「6 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害施設の名称、種類及び所在地」を「7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

害の有無

に「7 事業開始」を「8 事業開始」に、「8」を「9」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式第二十六号の七及び様式第二十六号の十の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十六号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三 推薦書（次条第三項第一号に該当する者に限る。）

第六条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「とすること」を「。以下同じ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 履歴書

第六条第二項第四号中「前項第四号に掲げる」を削り、同条第三項第四号中「第一項第四号に掲げる」を削る。

第七条第三項中「学校長が指定する学校等の長から推薦された者」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 学校長が指定する学校等の長から推薦された者
- 二 前号に掲げる者のほか、学校長が定める要件を満たす者

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第二十七号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ト中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号チ中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援センター又は女性自立支援施設」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「を指導する」を「の自立支援を行う」に改め、同号ヲ中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）」を削り、「又は介護保険法」を「又は同法」に改め、同条第二号ト中「又は指定介護療養型医療施設であつて療養病床等により構成される病棟若しくは診療所」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第八条第一号ト、チ及びヲ並びに同条第二号トに掲げる業務への従事は、それぞれ改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第八条第一号ト、チ及びヲ並びに同条第二号トに掲げる業務への従事とみなす。

徳島県規則第二十八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第三条中「書面によるもの」とし、書面の様式は」を削り、「とおり」を「同意書によつて行うもの」に改める。

第四条中「規則第二条第一項第一号」を「省令第二条第二項第一号」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第十条の次に次の一条を加える。

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第二号第十表を次のように改める。

第10表 ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記入すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

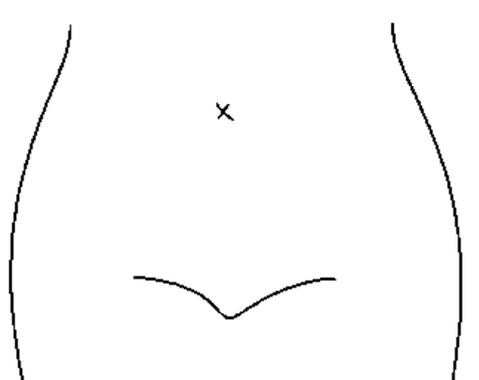
尿路変向（更）のストマ

(1) 種類・術式

① 種類 腎瘻 腎盂瘻
 尿管瘻 ぼうこう瘻
 回腸（結腸）導管
 その他 []

② 術式： []

③ 手術日： [] 年 [] 月 [] 日



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストマにおける排尿処理の状態
 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

有
 (理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある。(部位及び大きさについて図示)

ストマの変形

不適切な造設箇所

無

高度の排尿機能障害

(1) 原因

神経障害

先天性： []
 (例：二分脊椎 等)

直腸の手術

・術式： []

・手術日： [] 年 [] 月 [] 日

自然排尿型代用ぼうこう

・術式： []

・手術日： [] 年 [] 月 [] 日

(2) 排尿機能障害の状態・対応

カテーテルの常時留置

自己導尿の常時施行

完全尿失禁

その他

[]

□ 高度の排便機能障害

(1) 原因

- 先天性疾患に起因する神経障害

[]

(例：二分脊椎 等)

- その他

- 先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日： [年 月 日]

- 小腸肛門吻合術

手術日： [年 月 日]

(2) 排便機能障害の状態・対応

- 完全便失禁

□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。

- 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

- その他

[]

3 障害程度の等級

(1級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの

- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

- 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

- 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの

- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

- 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

- 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの

- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

- 高度な排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの

- 治癒困難な腸瘻があるもの

- 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

様式第二号第十二表及び第十三表を次のように改める。

第12表 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳以上用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 _____ 年 月 日

(2) についてはいずれか1つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性・陰性

(注) 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性・陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性・陰性

(注)

- 1 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。
- 2 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	

(注) 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
--------------------------	-----------

3 CD4陽性Tリンパ球数 (／ μ l)

検査日	検査値	平均値
年 月 日	／ μ l	

年 月 日	/ μ l	/ μ l
-------	-------	-------

(注) 左欄には、4週間以上の間隔において実施した連続する2回の検査値を記入し、右欄にはその平均値を記入すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検 査 日	年 月 日	年 月 日
白血球数	/ μ l	/ μ l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g / d l	g / d l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
血小板数	/ μ l	/ μ l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	c o p y / m l	c o p y / m l

(注) 4週間以上の間隔において実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [個] ①

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有・無
月に7日以上 of 不定の発熱（38℃以上）が2か月以上続く。	有・無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある。	有・無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有・無
「身体障害認定基準」第2の五の6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（1）のアの（ア）のjに示す日和見感染症の既往がある。	有・無

生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有・無
日常生活活動制限の数 [個] ・ ・ ・ ・ ・ ②	

(注)

- 1 「身体障害認定基準」とは、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の身体障害認定基準をいう。
 - 2 「生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限」には、「生鮮食料品の摂取禁止」のほかに、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」及び「人混みの回避」が同等の制限として該当するものであること。
 - 3 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。
- (3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値 (/ μ l)	/ μ l
検査所見の該当数 (①)	個
日常生活活動制限の該当数 (②)	個

第13表 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

小児のHIV感染は、原則として以下の（1）及び（2）の検査により確認される。

（2）については、いずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児については、さらに以下の（1）の検査に加えて、（2）のうち「HIV病原検査の結果」又は（3）の検査による確認が必要である。

（1）HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性・陰性

（注） 酵素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等のうち1つを行うこと。

（2）抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性・陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性・陰性

（注）

1 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法（IFA）等の検査をいう。

2 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

（3）免疫学的検査所見

検査日	年 月 日
IgG	mg/dl

検査日	年 月 日
全リンパ球数 (①)	/μl
CD4陽性Tリンパ球数 (②)	/μl
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合 ([②] / [①])	%

CD8陽性Tリンパ球数 (③)	／μ l
CD4／CD8比 ([②] / [③])	

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検査日	年 月 日	免疫学的分類
CD4陽性Tリンパ球数	／μ l	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

(注) 「免疫学的分類」欄は、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙の「身体障害認定基準」第2の五の6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床症状

以下の臨床症状の有無(既往を含む。)について該当する方を○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	

(注) 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

イ 中等度の症状

臨床症状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症 (<1,000/μ l)	有・無
30日以上続く貧血 (<Hb 8 g/d l)	有・無
30日以上続く血小板減少症 (<100,000/μ l)	有・無
1か月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無

生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無
6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有・無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）	有・無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有・無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有・無
ノカルジア症	有・無
播種性水痘	有・無
肝炎	有・無
心筋症	有・無
平滑筋肉腫	有・無
HIV腎症	有・無
臨床症状の数 [個] ①	

(注) 「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。
ウ 軽度の症状

臨床症状	症状の有無
リンパ節腫脹（2か所以上で0.5 cm以上。対称性は1か所とみなす。）	有・無
肝腫大	有・無
脾腫大	有・無
皮膚炎	有・無
耳下腺炎	有・無
反復性又は持続性の上気道感染	有・無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有・無

反復性又は持続性の中耳炎	有・無
臨床症状の数 [個]②	

(注) 「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第10条関係）

第 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届

次のとおり身体障害者生活訓練等事業等を廃止（休止）したいので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により届け出ます。

- 1 廃止（休止）の理由
- 2 現に便宜を受けている者に対する措置
- 3 廃止（休止）予定年月日（休止の場合にあつては、休止の予定期間）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の身体障害者福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第二号による診断書及び意見書は、改正後の身体障害者福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第二号による診断書及び意見書とみなす。
- 3 新規則様式第十三号に相当する旧規則様式第十三号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第二十九号

徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県みつばち転飼条例施行規則（平成十三年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

みつばち転飼許可申請書				
徳島県知事 殿			年 月 日	
		申請者	住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 電話番号	
次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第 4 条の規定により申請します。				
転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画 ほう群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		
		西洋みつばち	年 月 日から 年 月 日まで	
		日本みつばち		

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要に応じて緯度及び経度）を記入すること。また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
- 3 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - (1) ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農薬被害の防止その他の養ほうの振興（以下「養ほうの振興」という。）に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - (2) 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者に提供することがある。
 - イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合（本人の同意がある場合に限る。）

様式第二号中

は
う
群
券

を

最
大
計
画
は
う
群
券

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の徳島県みつばち転飼条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第一号によるみつばち転飼許可申請書は、改正後の徳島県みつばち転飼条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第一号によるみつばち転飼許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に交付された旧規則様式第二号によるみつばち転飼許可証は、新規則様式第二号によるみつばち転飼許可証とみなす。
- 4 新規則様式第一号に相当する旧規則様式第一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第三十号

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則（平成二十八年徳島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）」に改め、「又は中分類一―木材・木製品製造業」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十条第二項の規定（「又は中分類一―木材・木製品製造業」を削る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に研修計画の承認を受けた者について適用し、同日前に研修計画の承認を受けた者については、なお従前の例による。

徳島県規則第三十一号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成二十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条並びに様式第三号及び様式第四号を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十二号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「住民票」の下に「の写し」を加え、同条第二項中「独立の生計を営む成年人者」を「成年人者であつて、そのうち少なくとも一人は、独立の生計を営むもの」に改め、同条第三項中「又は氏名」を「氏名又は電話番号」に改める。

「氏名

様式第一号中「氏名」を $\left[\begin{array}{l} \text{旧姓} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ () 「受けたい

で、」を「受けたいので、」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、申請者欄に当該旧姓又は通称を記入すること。
- 2 写真は、申請書提出前6か月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとすること。

「氏名

様式第三号中「氏名」を $\left[\begin{array}{l} \text{旧姓} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ () 「入学したい

ので、」を「入学したいので、」に改め、同様式の備考を次のように改める。

注 1 卒業証書又は修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称を記入してください。

- 2 入学を希望する科に○印を付けてください。
- 3 本科にあつては、希望するコースを記入してください。
- 4 研究科にあつては、1年制又は2年制のいずれかに○印を付けてください。

様式第四号中「」を「、」を「、」を「氏名」を「氏名」電話番号」

電話番号」

「

様式第五号中「」を「、」を「住所」を「住所」氏名」を「氏名」電話番号」

氏

「

氏	
電話番号	

名		
---	--	--

名		
号		

に改める。

新保証人	現住所	
	氏名	
旧保証人	現住所	
	氏名	

様式第六号中「、」を「、」に、

新保証人	現住所	
	氏名	
	電話番号	

を

--	--

旧保証人	
現住所	
氏名	
電話番号	

--	--	--	--	--	--

「学生との続柄
氏名」を「学生との続柄
氏名 電話番号」に改

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十条及び様式第四号から様式第六号までの規定は、令和七年度以降の農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人について適用する。

徳島県規則第三十三号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三条第二項中「十日」を「十四日」に改める。

本則の第四条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

本則の第三十五条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

本則の第三十六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、第一項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができ。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

本則の第五十七条第二項中「監理技術者等」の下に「、専門技術者」を加える。
本則の様式中「、」を「、」に改める。

本則の様式第一号中



を削り、「保存する。」の次に「ただし、契約書

に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各頁その電磁的記録を保管する。」を加え、「④」及び「⑤」を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十六条の規定による公告、同規則第二十九条第二項の規定による通知又は同規則第三十二条の規定による契約書案その他見積りに必要な事項の提示を行ったものを除く。）について適用する。

徳島県規則第三十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年徳島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「建築主事」の下に「（建築副主事が置かれている場合であつて、当該建築物が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物であるときは、建築副主事を含む。第七条の三第二項第一号及び第十四条第二項第一号を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第四号まで」に、「図書」を「図書及び法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）が必要と認める図書を」に改め、後段を削る。

第三条の二第二号中「にあつては、法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関」を「にあつては、指定確認検査機関」に改める。

第六条第一項第一号中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」を「第十六条第一項各号」に改め、「建築物」の下に「（同項第三号に掲げる建築物については、法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供するものに限る。）」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改める。

第八条第三項中「第十条」を「第十条第三項」に改める。

第八条の二第二項中「同表の（い）項及び（ろ）項並びに省令第一条の三第一項の表二の（三）項の（ろ）欄」を「同表一の（い）項及び（ろ）項並びに同表二の（二十九）項の（ろ）欄」に改める。

第十四条第二項第一号中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改め、「建築主事」の下に「（同条第七項の規定により建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事）」を加え、同項第七号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項、第八条第三項、第八条の二第一項及び第十四条第二項第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第三十五号

徳島県規則の読点の表記に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県規則の読点の表記に関する規則

この規則の施行の際現に公布されている徳島県規則において読点として表記する「・」は、「ゝ」とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

徳島県規則第三十六号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十三条第五項中「納付期限」を「納期限」に改める。

第十八条の三第一項中「様式第十四号の三）」の下に「（以下「口座振替納付依頼書等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、歳入徴収権者が適当と認めるときは、口座振替納付依頼書等の提出に代えて、口座振替の方法による納付に関し必要な事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁气的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、電子情報処理組織を使用して提出することができる。

第十八条の三第二項中「を提出した」を「（これに代わる電磁的記録を提出した場合においては、当該電磁的記録）を提出した」に改める。

第十八条の四の見出し中「歳入」を「歳入等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

歳入徴収権者は、指定納付受託者に歳入等（法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）の納付に関する事務を行わせようとするときは、契約を締結し、次に掲げる事項を定めなければならない。

第十八条の四第一項第一号及び第三号中「歳入」を「歳入等」に改める。

第十九条を削り、第十八条の四を第十九条とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。

（指定納付受託者の指定）

第十八条の四 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。

）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、指定を受けようとする者からの申出書その他必要な書類をもつて、会計管理者に合議するものとする。

2 知事は、指定納付受託者を指定したときは、速やかに、当該指定に関する書類の写しを会計管理者に送付するものとする。

第二十条の四の次に次の一条を加える。

（指定公金事務取扱者の指定）

第二十条の五 知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定を受けようとする者からの申出書その他必要な書類をもつて、会計管理者に合議するものとする。

2 知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、当該指定に関する書類の写しを会計管理者に送付するものとする。

第二十一条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第一項中「歳入の徴収」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収」に改め、「私人に」を削り、同項第

三号及び第四号中「徴収又は収納した歳入」を「徴収し、又は収納した公金」に改め、同条第三項中「歳入」を「公金」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等として知事が定めるものは、同項各号のいずれにも該当するものとする。

第二十一条の二（見出しを含む。）中「歳入」を「公金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、適法な支払請求書その他の書面による請求とする。

第二十一条の四及び第二十一条の五を削る。

第二十六条第二項中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 徳島県用度・給与集中管理特別会計への支払金

第二十六条第二項第四号中「補助金」を「補助金等」に改める。

第二十七条の二第一号中「地方自治法」及び「同法」を「法」に、「期末手当並びに」を「手当並びに」に改める。

第四十三条を次のように改める。

（公金の支出の事務の委託）

第四十三条 支出負担行為権者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の支出の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託契約書を作成しなければならない。

一 委託する事務の範囲

二 委託期間

三 委託料の額及び支払方法

四 賠償責任

五 その他委託事務の執行に関し必要な事項

2 支出負担行為権者は、前項の規定により委託契約書を作成したときは、速やかに、当該契約書の写しを会計管理者に送付しなければならない。

3 受託者は、その委託された支払事務を完了したときは、速やかに、精算書により支出命令権者を経て出納機関に報告しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

4 災害その他やむを得ない事由により、総括店、所管店、代理総括店又は代理所管店がその所管する公金に係る事務を行うことができなるときは、当該店舗以外の店舗が当該事務を行うことができる。

第六十六条中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第六十六条の四第一項中「の提出」を「又はこれに代わる電磁的記録の提出」に改める。

別表第七の一の表指定納付受託者の指定の項を削る。
様式第十号その一を次のように改める。

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号 払込書 (第18条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">77</div> <p style="text-align: center;">徳島県収納済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:10%;">加入者名</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:10%;">金額</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td colspan="3"></td> <td>確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納付目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">33</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width:15%;">納入者氏名</td> <td style="width:55%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>C V S 収 納 用</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	加入者名					金額		収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分				納付目的			納入者氏名		領収日付印		様		発行機関			C V S 収 納 用			<p>徳島県原符兼 払込金受領証 収納通知書・払込書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:10%;">加入者名</td> <td style="width:90%;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入者氏名</td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;"> 上記のとおり 払い込みます。 年 月 日 出 納 機 関 収入分任出納員 氏 名 </td> <td style="width:50%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 領収日付印 </td> </tr> </table>	加入者名		納付番号		金額		納入者氏名	様	発行機関		納付目的		上記のとおり 払い込みます。 年 月 日 出 納 機 関 収入分任出納員 氏 名	領収日付印	<p>徳島県領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付番号</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:70%; padding: 5px;"> 上記の金額を領収しました。 </td> <td style="width:30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 領収日付印 </td> </tr> </table>											納付番号										金額										納入者									様	発行機関										納付目的										上記の金額を領収しました。	領収日付印
加入者名					金額																																																																																																											
収納機関番号		納付番号				確認番号																																																																																																										
納付区分				納付目的																																																																																																												
納入者氏名		領収日付印																																																																																																														
	様																																																																																																															
発行機関																																																																																																																
C V S 収 納 用																																																																																																																
加入者名																																																																																																																
納付番号																																																																																																																
金額																																																																																																																
納入者氏名	様																																																																																																															
発行機関																																																																																																																
納付目的																																																																																																																
上記のとおり 払い込みます。 年 月 日 出 納 機 関 収入分任出納員 氏 名	領収日付印																																																																																																															
納付番号																																																																																																																
金額																																																																																																																
納入者									様																																																																																																							
発行機関																																																																																																																
納付目的																																																																																																																
上記の金額を領収しました。	領収日付印																																																																																																															

様式第四十二号を次のように改める。

様式第四十八号を次のように改める。

様式第48号 歳入歳出外現金払込書（第53条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">77</div> <p style="text-align: center;">徳島県収納済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td colspan="2"></td> <td>確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納付目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">33</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">納入者氏名</td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CVS 収納用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名					金額		収納機関番号		納付番号			確認番号		納付区分				納付目的			納入者氏名		領収日付印	発行機関			CVS 収納用			<p>徳島県原符兼 払込金受領証 収納通知書・歳入歳出外現金払込書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">加入者名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入者氏名</td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>上記のとおり 払い込みます。 年 月 日</p> <p>出納機関 収入分任出納員 氏 名</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">領収日付印</div> </div> </div>	加入者名		納付番号		金額		納入者氏名	様	発行機関		納付目的		<p>徳島県領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付番号</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 75%;"> <p>上記の金額を領収しました。</p> </div> <div style="width: 25%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">領収日付印</div> </div> </div>											納付番号										金額										納入者									様	発行機関										納付目的									
加入者名					金額																																																																																																			
収納機関番号		納付番号			確認番号																																																																																																			
納付区分				納付目的																																																																																																				
納入者氏名		領収日付印																																																																																																						
発行機関																																																																																																								
CVS 収納用																																																																																																								
加入者名																																																																																																								
納付番号																																																																																																								
金額																																																																																																								
納入者氏名	様																																																																																																							
発行機関																																																																																																								
納付目的																																																																																																								
納付番号																																																																																																								
金額																																																																																																								
納入者									様																																																																																															
発行機関																																																																																																								
納付目的																																																																																																								

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第五百十八条第一項、第五百十八条の二第二項又は第六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「新地方自治法に基づく指定を受けた者」という。）を除く。）に関する事務の処理については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するものを除くほか、この規則の施行の日前に旧地方自治法施行令第五百十八条第一項、第五百十八条の二第二項又は第六十五条の三第一項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせていた者（新地方自治法に基づく指定を受けた者を除く。）に対する検査については、なお従前の例による。

徳島県訓令第1号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

（化学物質管理者）

第九条の二 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する各課、東部各局、センター等及び総合県民局に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、当該各課、東部各局、センター等又は総合県民局の安全衛生管理者が選任する。

3 化学物質管理者は、当該各課、東部各局、センター等又は総合県民局における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する。

（保護具着用管理責任者）

第九条の三 前条第一項に規定する各課、東部各局、センター等及び総合県民局に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員のうちから、当該各課、東部各局、センター等又は総合県民局の安全衛生管理者が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、当該各課、東部各局、センター等又は総合県民局における省令第十二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県訓令第2号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び市町村民税に係る徴収金」を「に係る徴収金、法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金（個人の市町村民税に係るものに限る。以下この条及び第三十九条において「個人の市町村民税に係る徴収金」という。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この条及び第三十九条において「森林環境税に係る徴収金」という。）」に、「第八条第三項に定める按分率^{あん}によつて算出した」を「第五十七条の四の二第十項の規定により算定した個人の」に、「同項に定める按分率によつて算出した」を「同項の規定により算定した個人の」に、「徴収金（」を「徴収金及び森林環境税に係る徴収金（これらのうち）」に改め、同条第二項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び」を「に係る徴収金、個人の」に改め、「係る」の下に「徴収金及び森林環境税に係る」を加え、「第八条第十一項」を「第五十七条の四の二第十一項」に、「当該徴収金の」を「その」に改める。

第三十七条第四号を次のように改める。

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金の収納に関する事務の委託を受けた者による収納

第三十七条第九号中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、同条第十号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十九条中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「及び市町村民税の」を「に係る徴収金、個人の市町村民税に係る徴収金及び森林環境税に係る」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第九号の改正規定は、令和六年三月二十九日から施行する。

2 改正後の第十条及び第三十九条の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税に係る徴収金、個人の市町村民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金について適用し、令和五年度分までの個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により行わせることができることとされる同令第一条の規定に

よる改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により収納の事務の委託を受けた者による収納の方法による徴収金の収納については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター
各 総合県民局

徳島県訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県訓令において読点として表記する「・」は、「ゝ」とみなす。

附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）
その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。